

# 立地適正化計画の改定に関する意見募集について（その2） ～『防災指針』の策定～ 【概要】

## 1. 防災指針の目的と位置づけ

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等による浸水により、甚大な被害が発生しており、本市においても浸水対策が喫緊の課題となっています。災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進するため、ハード対策による防災施策に加え、更に土地利用規制などのソフト対策をあわせて講じる必要があります。そこで、立地適正化計画に『防災指針』を追加し、防災・減災への取組方針や課題に即した取組等を定めようとするものです。

## 都市計画法、都市再生特別措置法の改正（令和2年6月）

- 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
  - ・ 開発許可制度の見直し
  - ・ 住宅等の開発に対する勧告・公表
- 災害ハザードエリアからの移転の促進
  - ・ 市町村による移転計画制度の創設
- 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり
  - ・ 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
  - ・ 立地適正化計画の居住誘導区域で行う防災対策・安全確保策を定める『防災指針』の作成

## 久留米市の浸水状況

### 昭和28年西日本水害

資料提供：NPO法人筑後川流域倶楽部



### 平成30年～令和2年豪雨



## 2. 防災指針のながれ

はじめに災害リスクがどこにどのようなレベルで存在するかを明確にするため、各種の分析（マクロ・ミクロ）を実施し、抽出された課題を地図上に記載します。その後、その課題に対して、まちづくりの将来像を見据えた取組方針等を定め、さらに災害リスクを回避・低減するための取組と実施プログラムを示します。

### 災害リスク分析と見える化

#### マクロ（市全体）の分析

○各種ハザード情報を重ね合わせ、地形や人口分布等を踏まえ分析

◆結果：  
見えてきた課題

- 洪水による浸水区域が広く分布
- 誘導区域内にも洪水により建物が倒壊するリスクのある地区が存在
- 洪水よりも高潮による浸水深の方が大きい地域が存在

#### ミクロ（地域毎）の分析

- ① マクロにおける課題の詳細分析
- ② 事例から見た分析
- ③ 被害が生じている地区の分析 など

◆結果：  
見えてきた課題

- 主要な国道が冠水し、長期にわたり通行止め
- 想定最大規模の洪水において、垂直避難困難な建物が多く存在
- 緊急時に出勤が必要な機関（警察署・消防署など）が浸水

リスクの見える化（課題の整理）

### 防災・減災の取組

まちづくりの将来像（基本方針・基本目標）

課題に対して

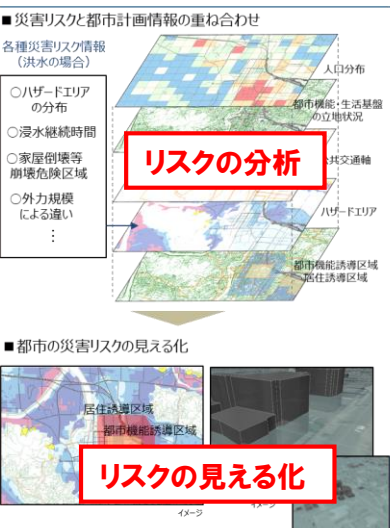
各種ハザードに対する方針

取組方針

取組と実施プログラム

目標値

## 防災指針のイメージ（国土交通省）



防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

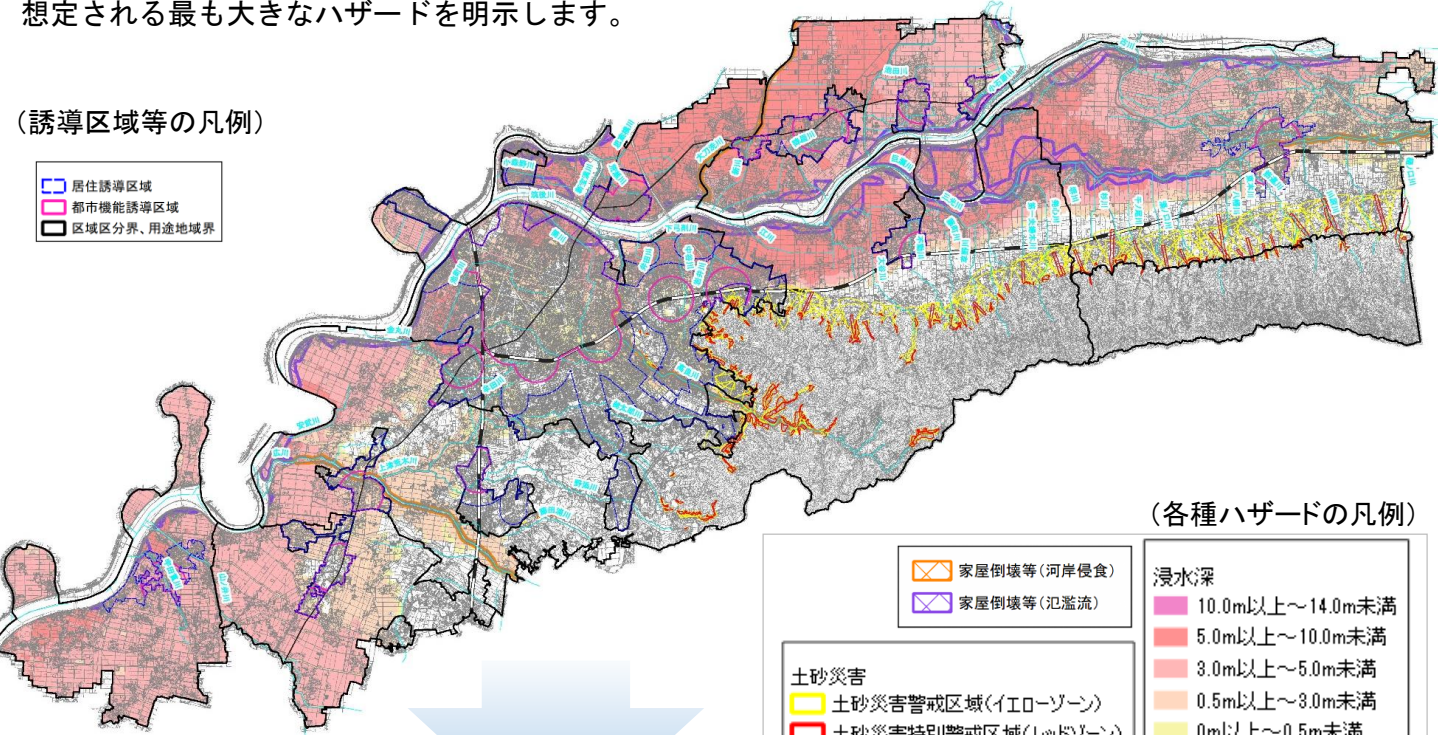


### 3. 災害リスク分析と見える化

災害は同時発生することも想定されるため、各種ハザードを重ね合わせ、本市のすべての地域において、想定される最も大きなハザードを明示します。

(誘導区域等の凡例)

- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 区域区分界、用途地域界

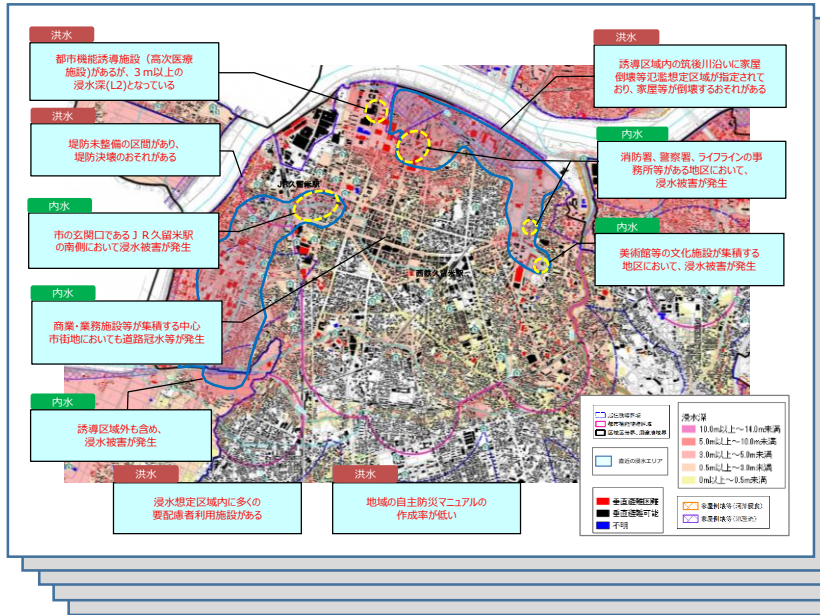


(各種ハザードの凡例)

- 家屋倒壊等(河岸侵食)
- 家屋倒壊等(氾濫流)
- 土砂災害
- 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)
- 土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
- 浸水深
- 10.0m以上～14.0m未満
- 5.0m以上～10.0m未満
- 3.0m以上～5.0m未満
- 0.5m以上～3.0m未満
- 0m以上～0.5m未満

各種分析を実施し、地域ごとに災害リスク(課題)を記載

(中心拠点地区)



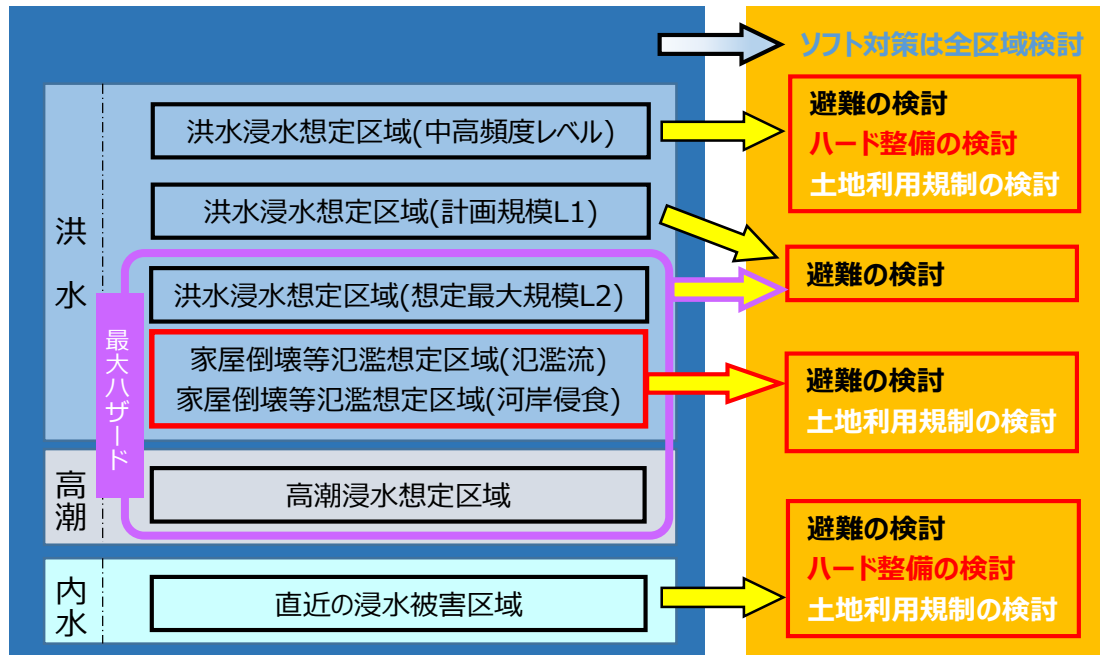
4. 取組方針(対応方針)に基づき、ハード、ソフト、土地利用の具体的な取組について記載します。あわせて、各取組の実施プログラムを示します。

### 4. 取組方針(対応方針)

災害の規模や発生する頻度に応じて課題も異なるため、各々の浸水ハザードに対する基本的な対応方針を示します。用語の説明は、詳細版をご覧ください。

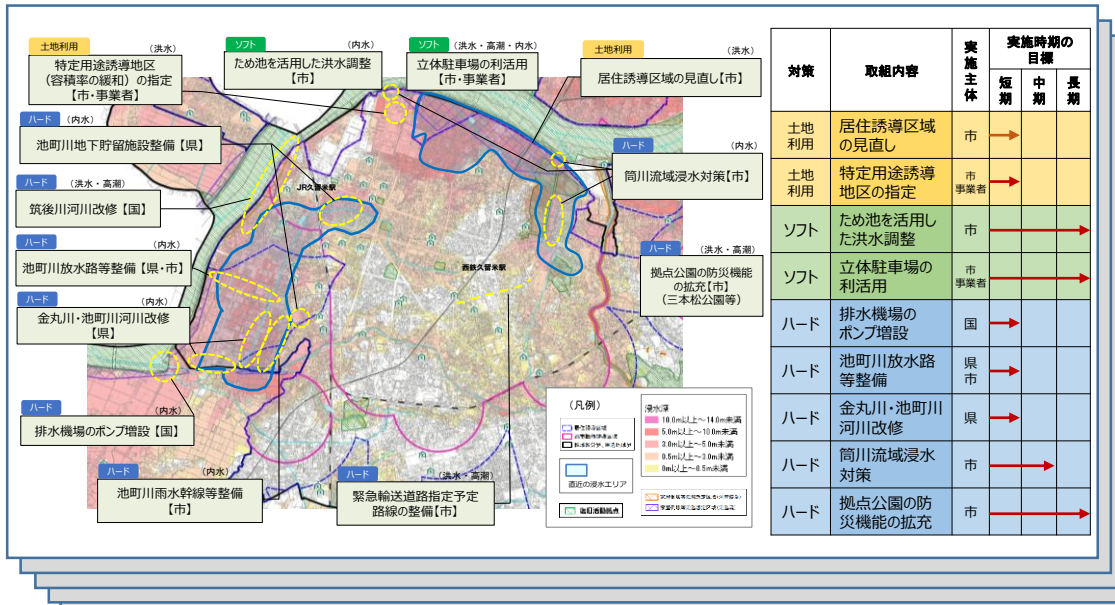
<浸水に関するハザード>

<基本的な対応方針>



### 5. 取組と実施プログラム

(中心拠点地区)



### 6. 目標値

新たに防災指針に関する3つの目標を定めます。

| 目標                         | 基準値(令和3年) | 基準値(令和7年) |
|----------------------------|-----------|-----------|
| 自主防災組織マニュアルの策定率            | 50%       | 100%      |
| 内水ハザードマップ(道路冠水注意マップ除く)の整備率 | -         | 100%      |
| 洪水標識の設置率                   | -         | 100%      |

### <問い合わせ先>

久留米市 都市建設部 都市計画課  
 所在地: 城南町15番地3 本庁舎12階  
 TEL: 0942-30-9083  
 FAX: 0942-30-9714  
 mail: toshikei@city.kurume.fukuoka.jp

